

平成14年12月
環境事業団

東京PCB廃棄物処理施設設置工事の競争参加資格(予定)について

東京PCB廃棄物処理施設設置工事は、次に掲げる工事範囲とし、下記の競争参加資格とすることを予定しています。

高濃度PCB廃棄物処理プラント及びその付帯設備の設置工事、建築物(基礎を含む。)及びその付帯設備の建築工事並びに外構工事等に係る設計

高濃度PCB廃棄物処理プラント及びその付帯設備の設置工事の施工
敷地内に整備されるPCB廃棄物処理施設全体の設置工事に係る統括業務

記

競争参加資格(予定)

競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加申請書」という。)の提出期限において、次の(1)に掲げる条件を全て満たしている者を代表者とし、かつ(2)の構成要件を満たしている異工種の者により結成された特定建設工事共同企業体(以下「異工種JV」という。) 又は(1)及び(2)の条件を全て満たしている単体企業(以下「単体有資格者」という。)であること。異工種JVの代表者又は単体有資格者は(2) (D)から(ホ)に掲げる構成員の要件を満足する全ての者若しくは一部の者を使用することができ、これにより当該構成員の要件を満足するものとする。

(1) 異工種JVの代表者の条件

環境事業団工事等請負業者選定事務処理要領(昭和57年公害防止事業団達第2号)第2条第1項各号の規定に該当しない者であること。

環境事業団から「平成13・14年度一般競争(指名競争)参加資格」の認定を受けていること(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、環境事業団が別に定める手続に基づき再認定を受けていること。)

の認定に係る平成13・14年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に記載された「廃棄物処理施設等設置工事」の客観点数が1000点以上である者、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく施設設置許可を受けたPCB廃棄物処理施設(ポリ塩化ビフェニル汚染物が処理できないものを除く。)のうちPCB廃棄物の処理に直接必要な設備の設計及び施工を行った実績(施工中のものを含む。)を有する者であること。

東京都内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく本社、支店又は営業所を有すること。

会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

競争参加申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、環境事業団から、環境事業団指名停止措置要領(平成6年環境事業団達第6号)に基づく指名停止を受け

ていないこと。

次の条件をすべて満たす総合エンジニアリング企業であること。

- (イ) 平成5年度以降に、元請又はＪＶの代表者として受注した工事で、次のいずれかの要件を満たす工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること。

〔同種工事〕 廃棄物処理法に基づく施設設置許可を受けたＰＣＢ廃棄物処理施設設置工事

〔類似工事〕 公共事業又はＰＦＩ事業として発注された日当たり処理量100t以上のごみ処理施設（焼却施設に限る。）設置工事（工事が完了しているものに限る。）

- (ロ) 廃棄物処理施設の設計・施工及び運転管理に実績を有すること。

- (ハ) ＰＣＢ廃棄物処理施設又はこれに類似した化学プラントの設計・施工及び運転指導に実績を有すること。

次の基準を満たす総括責任技術者を本工事の設計業務に配置できること。

- (イ) 平成5年度以降に、の(イ)に掲げる同種又は類似工事のプラント設計経験を有し、設計者として10年以上の経験を有する者であること。

- (ロ) 廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請手続の経験のある者であること。

次の基準を満たす監理技術者を本工事の施工業務に専任で配置できること。

- (イ) 平成5年度以降に、の(イ)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること。

- (ロ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

本工事の競争に参加する他の異工種ＪＶの代表者又は単体有資格者でないこと。

(2) 異工種ＪＶの構成要件

異工種ＪＶは、次の条件を満たす者により構成するものとする。ただし、他の構成員が満たさなければならない条件を満たす構成員が、当該他の構成員の役割を兼ねることができるものとする。

- (イ) 上記(1)の条件を満たす代表者

- (ロ) 洗浄方式を採用する場合には、所要の性能を発揮できることが公平・公正性が確保された第三者により確認されている処理方式（当該処理方式を改良したものを含む。）であつて、かつ廃棄物処理法において基準化されている処理方式（以下「認定処理方式」という。）による溶剤洗浄技術の保有者。

- (ハ) 真空加熱分離処理装置を採用する場合には、認定処理方式による真空加熱分離技術の保有者。

- (ニ) 認定処理方式によるＰＣＢの分解技術の保有者。

- (ホ) 環境事業団から「平成13・14年度一般競争（指名競争）参加資格（測量・建設コンサルタント等）」のうち「建築関係建設コンサルタント」の認定を受けた者であつて一級建築士事務所の登録をしている者であり、かつ平成5年度以降に日当たり処理量100t以上のごみ処理施設（焼却施設に限る。）に係る建築物（公共事業又はＰＦＩ事業として発注されたものに限る。）の設計実績（設計共同体又は下請けとしての実績を含む。）を有する者。

の(ロ)、(ハ)及び(ニ)の構成員にあつては、(1)の に掲げる要領第2条第1項各号（第3号を除く。）の規定に該当しない者であり、かつ(1)の 及び に規定する条件を満たす者でなければならない。

の(ホ)の構成員にあつては、(1)の 、 、 及び に規定する条件を満たす者でなければならない。